

熊 本 県

市町村支援に関する取組方針 (行政サービスの維持・向上に向けて)

令和4年(2022年)3月

熊本県総務部市町村・税務局市町村課

目 次

第1	取組方針策定の趣旨.....	1
第2	市町村の行政体制における現状と課題.....	1
	○ 社会構造の変化（人口減少、少子高齢化）.....	1
	○ 市町村の職員数の推移（行政改革の取組み、定員純減の影響）.....	2
	○ 市町村の専門職の配置状況.....	3
	○ 市町村の役割の増大.....	3
	○ 行政のデジタル化に向けた市町村の現状等.....	4
	○ 令和3年ニーズ調査の結果等.....	5
第3	市町村支援の具体化に向けた方向性.....	6
第4	支援の対象・支援策.....	7
	I 技術的支援.....	7
	II 人的支援.....	8
	① 相互交流.....	8
	② 災害応援派遣.....	8
	③ 併任.....	9
	④ 市町村からの研修受入.....	9
	III 共同運営.....	10
	IV 事業支援.....	11
	○ 事業受託、事業代行.....	11
	○ 財政的支援等.....	12
第5	取組みの推進体制.....	12
第6	取組方針の見直し.....	13
	（参考資料）.....	14
	① 第32次地方制度調査会答申概要（第1、第3関係）.....	14
	② 地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書（概要）（第1、第3関係）.....	15
	③ 他県における市町村支援の事例（第4関係）.....	16
	④ 国の各種支援策（第5関係）.....	17

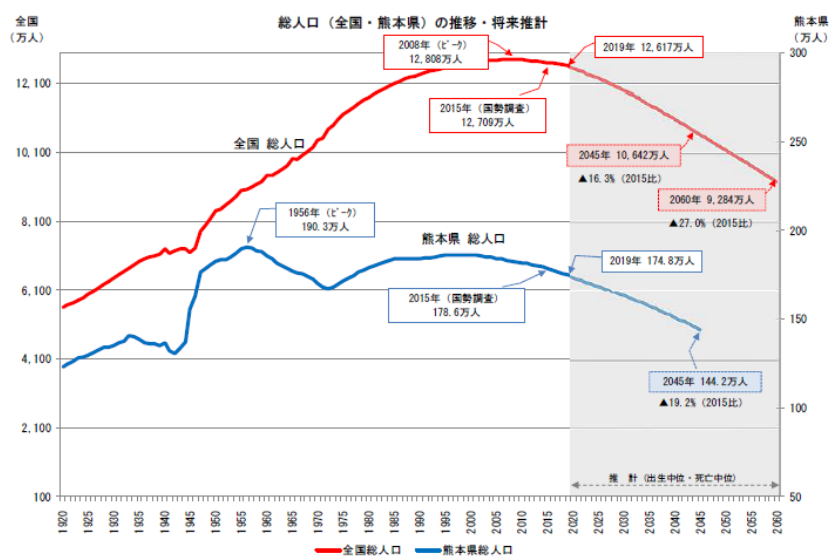
第1 取組方針策定の趣旨

- 人口減少の深刻化や少子高齢化の進行、また、相次ぐ自然災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中において、市町村は、住民に最も身近な地方公共団体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくことが求められており、国の第32次地方制度調査会答申においても、同様の考えが示されています。
- 一方で、平成の市町村合併の進展後も、小規模市町村は県内に相当数存在し、また、多くの市町村で技術職員やデジタル人材の確保など、対応が困難な事案も発生していることから、市町村を包括する広域の地方公共団体である県が、今後の地域の変化や課題を市町村と共有した上で、これまで以上に市町村をきめ細やかに支援する役割を明確に示すため、「熊本県市町村支援に関する取組方針」を策定するものです。（巻末：参考資料①、②）

第2 市町村の行政体制における現状と課題

- 社会構造の変化（人口減少、少子高齢化）

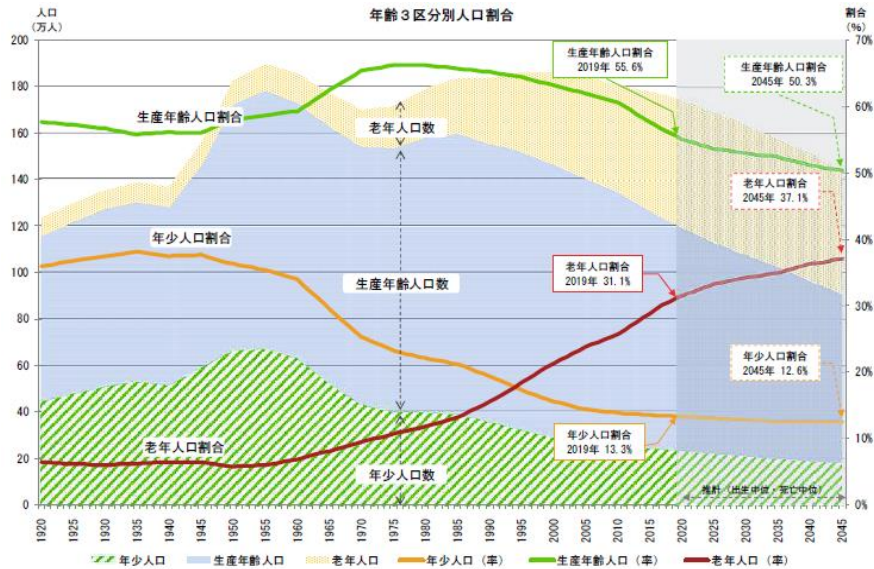
全国の総人口は、2008年の12,808万人をピークに減少を続けています。本県の総人口も、1956年の190.3万人をピークに減少し、2045年の推計では144.2万人となっています。



・2019年までは、国勢調査、人口推計（総務省）より作成
・2020年以降は、日本の将来推計人口、日本の地域別将来推計人口（社人研）より作成

（出典）熊本県人口ビジョン（令和3年（2021年）3月改訂）

総人口の減少とともに、生産年齢人口及び年少人口が減少する一方、老年人口は増加しており、このような社会構造の変化に適応した地方行政のあり方が求められます。

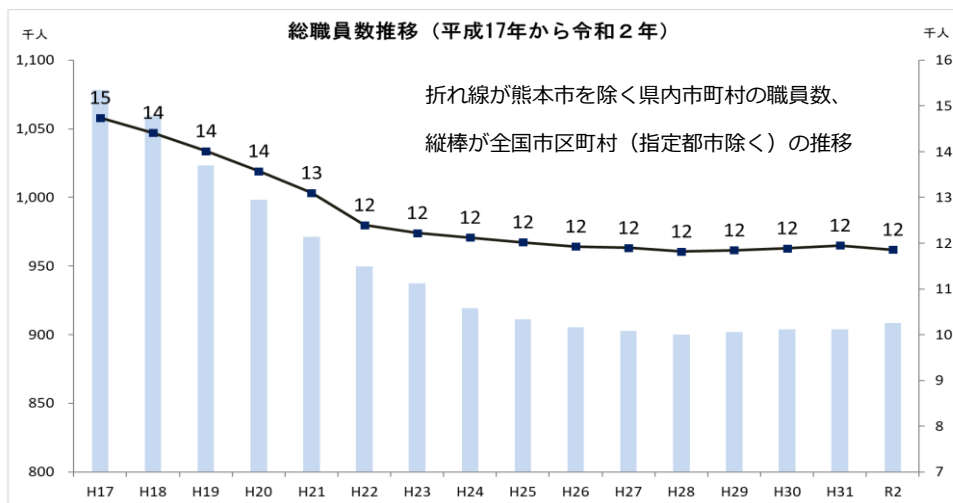


・2019年までは、国勢調査、人口推計(総務省)より作成
 ・2020年以降は、日本の地域別将来推計人口(社人研)より作成

(出典) 熊本県人口ビジョン(令和3年(2021年)3月改訂)

○ 市町村の職員数の推移(行政改革の取組み、定員純減の影響)

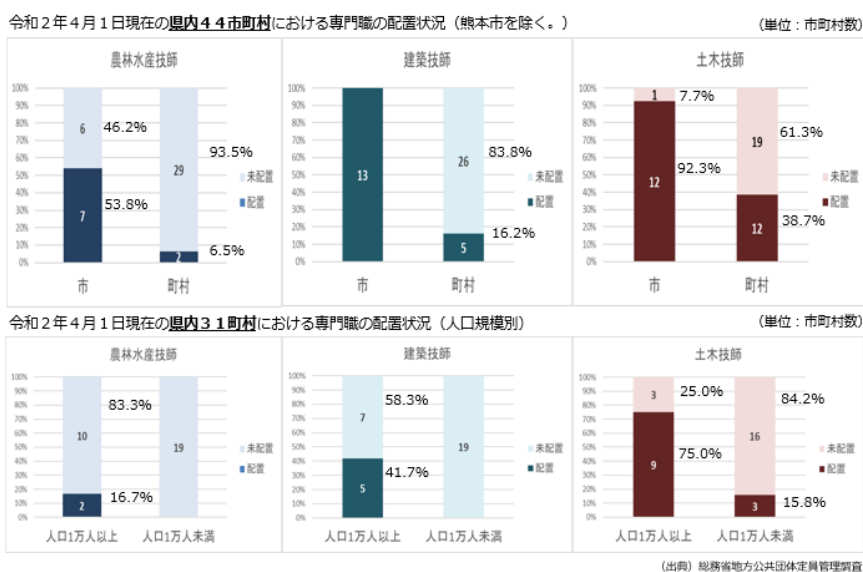
平成17年から平成22年までの集中改革プランによる定員純減の取組みにより、市町村の職員数は減少し、令和2年の職員数は、平成17年比で全国が約17万人、県内は約0.3万人減少しています。



(出典) 総務省地方公共団体定員管理調査

○ 市町村の専門職の配置状況

令和2年4月1日現在の県内44市町村（熊本市除く。）における専門職の配置状況をみると、建築技師及び土木技師の数は、熊本地震からの復旧・復興業務の増により、被災地域における任期付職員の採用などの影響で一部の市町村で増加がみられるものの、ほとんどの町村でこれら専門職の配置が進んでおらず、特に人口1万人未満の町村においてはほぼ配置がなされていないという状況です。



○ 市町村の役割の増大

（公共施設等の更新等増大）

過去に建設された公共施設等が、今後大量に更新時期を迎えます。一方で、人口減少等により今後の利用需要は変化が見込まれることから、施設全体の最適化を図るため、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めていく必要があります。

市町村の公共施設等における老朽化の状況
(H24総務省調査抜粋：調査111団体の状況)

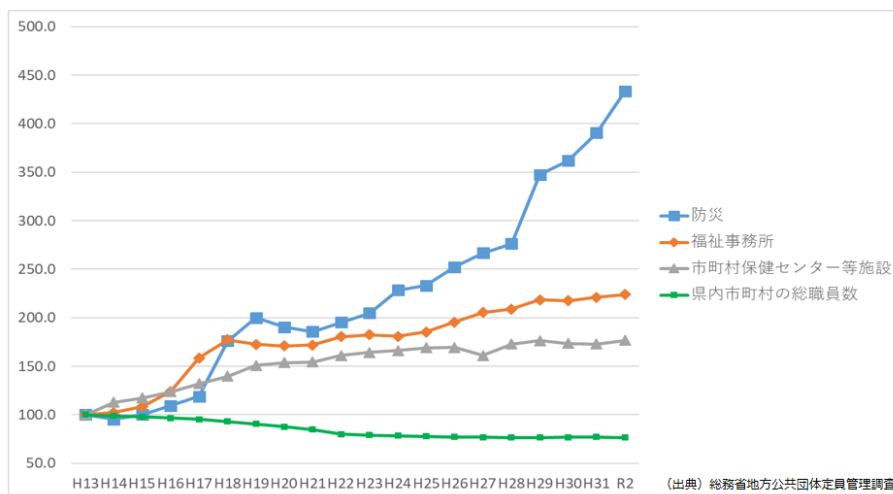
	全国の市町村の平均	人口10千人未満の市町村の平均
公共施設 *築30年以上経過した公共施設の割合（延床面積）	43.1%	34.6%
橋りょう *整備後50年以上経過した橋りょうの割合（面積）	13.2%	12.1%
上水道管 *整備後30年以上経過した上水道管の割合（延長）	33.7%	43.9%

*一般的な耐用年数は、公共施設40年、橋梁60年、上水道管40年とされている。
*調査から約10年が経過した現在、各施設で老朽化がさらに進展していることが見込まれる。

(防災・減災、福祉・保健センター等のニーズの増大)

県内市町村における平成13年からの部門別職員数の推移(平成13年を100とした場合の指数)をみると、市町村の総職員数が全体的に減少傾向にある中、防災(令和2年で433.3)、福祉事務所(同年224.0)、保健センター(同年176.8)などの部門では大きく増加しています。

○県内市町村における、平成13年からの部門別職員数の推移(平成13年を100とした場合の指数)



○ 行政のデジタル化に向けた市町村の現状等

深刻化する人手不足への対応に加え、新型コロナウイルス感染症への対応も契機として、デジタル技術を最大限活用した行政サービスの提供体制へと変革していく必要があります。

【総務省「自治体 DX 推進計画」における主な重点的取組事項と目標時期】

自治体の情報システムの標準化・共通化：令和7年度

マイナンバーカードの普及促進：令和4年度末

自治体の行政手続のオンライン化：令和4年度末

「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI

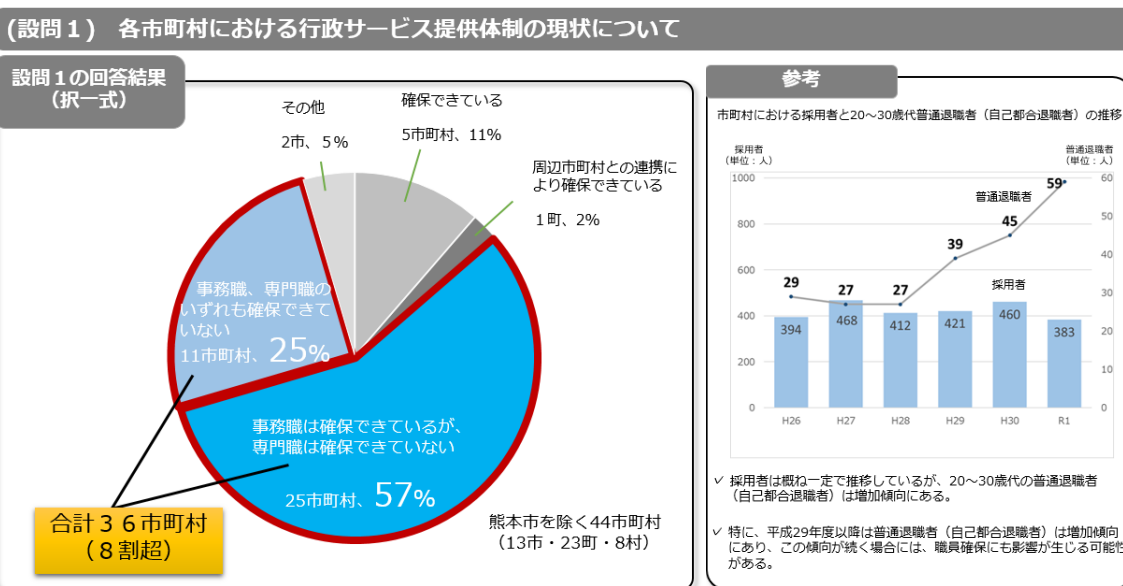
重点取組事項	「デジタル・ガバメント実行計画」等において示された方針及びKPI
① 自治体の情報システムの標準化・共通化 【内閣官房、総務省、関係省庁】	目標時期を2025年度(令和7年度)とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。
② マイナンバーカードの普及促進 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】	令和4年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及の加速化等を強力に推進する。
③ 自治体の行政手続のオンライン化 【内閣官房、総務省、内閣府、関係省庁】	デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度(令和4年度)末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。

(出典) 総務省 HP

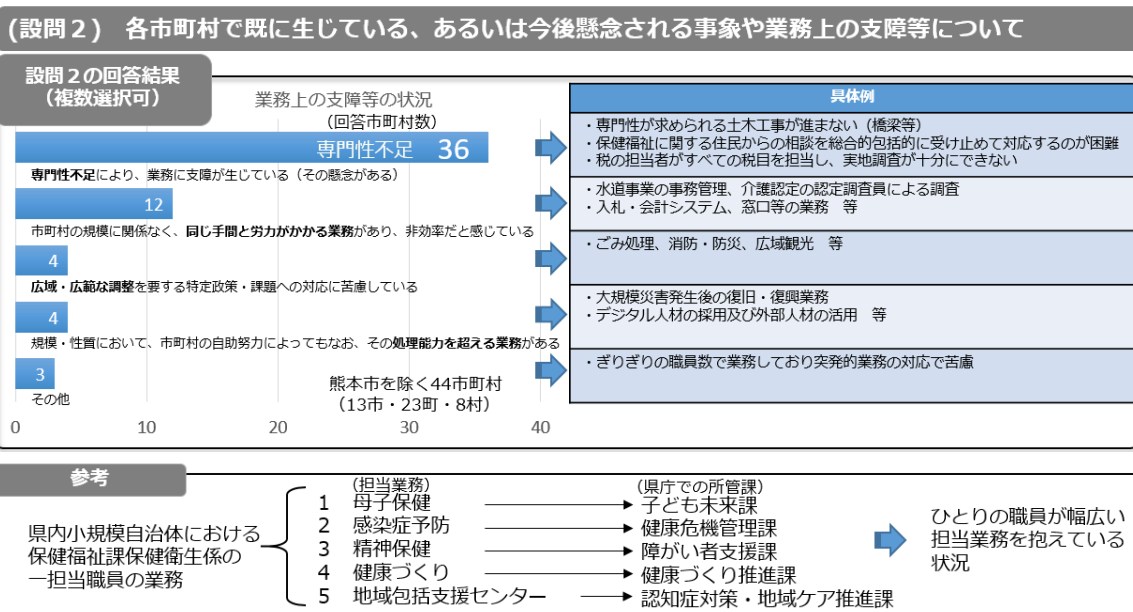
○ 令和3年ニーズ調査の結果等

さらに、県内市町村の実情を把握するため実施したニーズ調査（令和3年10月実施。以下「令和3年ニーズ調査」）では、

- ・ 36市町村（全体の8割超）が、「事務職は確保できているが、専門職は確保できていない」又は「事務職、専門職のいずれについても必要数が確保できていない」と回答。特定の技術職員だけではなく、事務職を含めた職員確保の難しさが深刻化しています。



- ・ 加えて、市町村における各業務が複雑化・高度化し、1人の職員が広範な担当業務を抱え、職員の負担は増大しています。



【調査結果の分析】

- ・市町村職員の専門性（業務の質）の確保が必要
- ・広域連携、業務効率化、行政のデジタル化の推進が必要
- ・地域の実情によって県に期待する支援の内容は様々

第3 市町村支援の具体化に向けた方向性

- 第2で示した「市町村の行政体制における現状と課題」、また、市町村支援に関する都道府県の役割等を示した第3 2次地方制度調査会答申を踏まえ、今後の市町村支援については、県と市町村が地域課題を共有した上で、県民総幸福量の最大化に向け、それぞれの強みを活かしながら、一体となって課題解決を図ります。
- 具体的には、令和3年ニーズ調査において、今後の業務の進め方、行政サービスのあり方に不安を感じるとの意見が多く寄せられたことなどから、県で実施する多様な支援メニューを「見える化」していきます。
- 業務効率化につながる行政のデジタル化の支援、事業の広域連携等に取り組む市町村への支援に重点的に取り組みます。

【市町村支援の具体化に向けた方向性（概念図）】

県と市町村が地域課題を共有した上で、それぞれの強みを活かしながら、一体となって課題解決を図る

多様な支援メニューの「見える化」

重点1 業務効率化につながる
行政のデジタル化の支援

重点2 事業の広域連携等に
取り組む市町村への支援

県民総幸福量の最大化

[参考] 第32次地方制度調査会答申（令和2年6月26日）

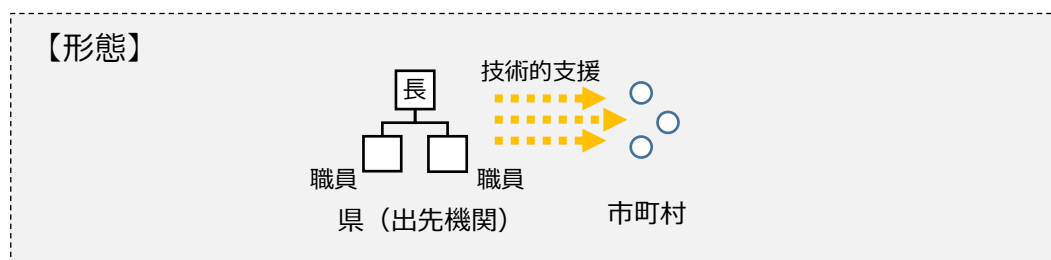
- 都道府県は、市町村における「地域の未来予測」の整理の支援等を通じて、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有した上で、個々の市町村の規模・能力等に応じて、きめ細やかに支援を行う必要がある。
- 今後の変化・課題、リスクに的確に対応していくためには、地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、情報を共有し、資源を融通し合うこと等が重要。

（巻末：参考資料①、②）

第4 支援の対象・支援策

I 技術的支援

- ・概要：技術的・専門的分野における助言等
- ・対象：技術者や経験者の不足により、業務処理上の支障や不安を抱える業務

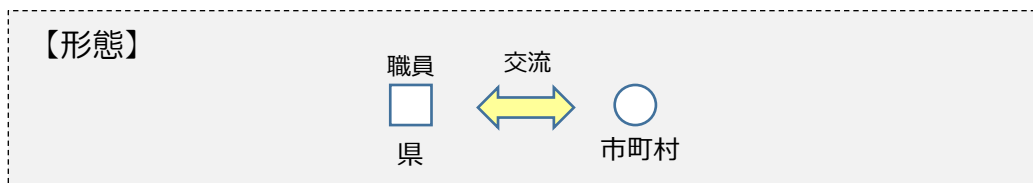


- ・具体例等
 - 災害復旧における災害査定資料作成支援、復旧工法助言等
 - デジタル化支援
- ・対応例
 - 災害復旧事業（国庫補助）
 - ・被害調査、災害査定、変更協議に関する助言・指導
 - ・復旧工法の助言、査定設計書の内容確認・検算
 - ・補助金事務の助言・指導
 - 市町村へのデジタル人材派遣事業
 - ・ICT人材不足等の課題を抱える市町村に、デジタル専門人材を一定期間派遣
 - ・システムの更改や情報化ツールの導入等に関する技術的助言

Ⅱ 人的支援

① 相互交流

- 概要：県と市町村の連携強化及び職員の資質向上を通じて地方行政運営の推進を図るために、相互に職員を派遣（2～3年間）
- 対象：相互の連携強化及び職員の資質向上が特に求められる業務



- 対応例
 - 行財政運営、観光・交流事業等の分野における相互交流
 - 令和3年度の交流実績：38人（4月1日現在）

② 災害応援派遣

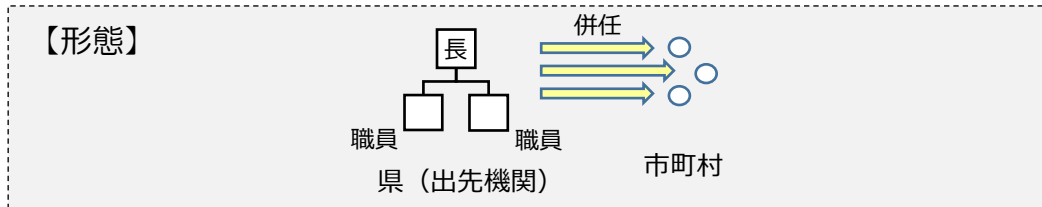
- 概要：大規模災害からの早期の復旧・復興を図るために職員を派遣
- 対象：規模又は性質において市町村で処理することが困難な業務



- 具体例等
 - 平成28年熊本地震における災害応援派遣
 - 令和2年7月豪雨における災害応援派遣
- 対応例
 - 平成28年熊本地震の被災地である益城町に対し、政策審議監を派遣し、復旧・復興に係る様々な政策判断を行う町長、副町長のサポートや重要事項の課題解決に向けた調整等を担当
 - 令和2年7月豪雨の被災地である球磨村の生活環境課に課長補佐を派遣し、公費解体業務を総括

③ 併任

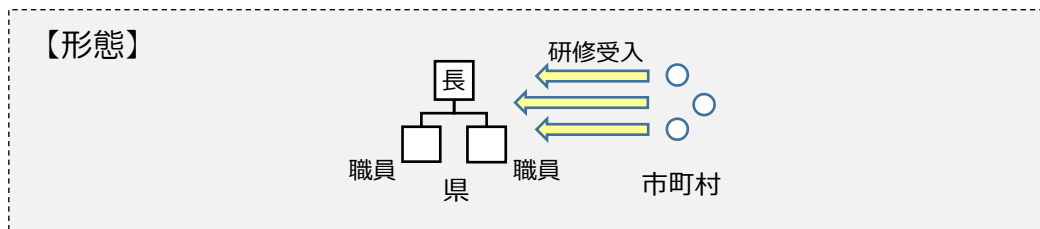
- 概要：共通性が高い業務の効率化を図るために、県と市町村の身分を併せ持つ職員を派遣
- 対象：共通性が高く、相互の連携により効率的・効果的処理が期待できる業務



- 具体例等
 - 税務職員による併任徴収
 - 対応例
 - 個人市町村民税と併せて個人県民税を賦課徴収している市町村に対して、県（広域本部）の税務職員を派遣し、併任徴収等を通じて、市町村税務職員の滞納整理技術等の向上を図る
- ※令和3年度：広域本部税務職員24人が、39市町村で実施

④ 市町村からの研修受入

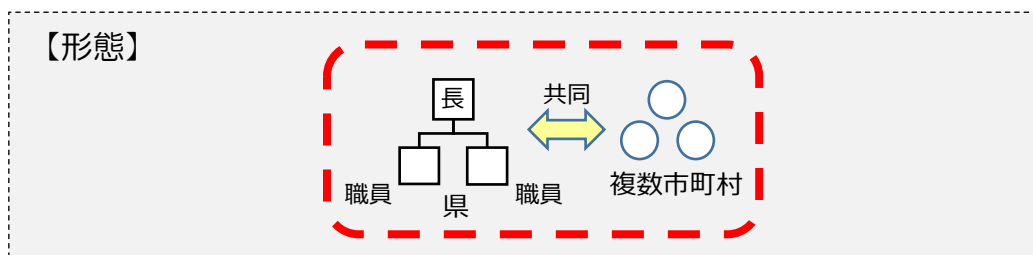
- 概要：市町村職員の資質向上、勤務能率の増進を図るために、研修受入（2年以内）
- 対象：市町村において資質向上、勤務能率の増進を特に図りたい業務



- 対応例
 - 地方創生、企業誘致等の分野における研修受入
 - 令和3年度の受入実績：20人（4月1日現在）

Ⅲ 共同運営

- 概要：県及び市町村が、共通業務について相互に協力し、円滑な事業実施を図るために、共同運営組織を設置
- 対象：県と市町村が同様の業務を行っており、規模拡大により効率性・専門性の向上が見込まれる、あるいは広域実施が有効な業務

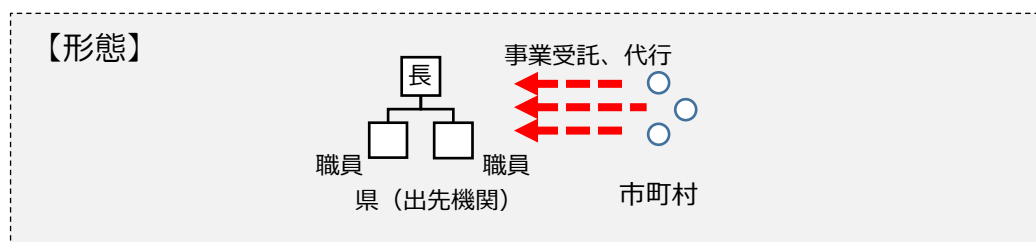


- 具体例等
 - 熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会
- 対応例
 - システムの共同開発及び運用
(電子申請受付・ファイル送受信・電子入札システム)

IV 事業支援

○ 事業受託、事業代行

- ・ 概要：市町村業務の早期完了を図るために、県が市町村から委託を受け（受託）、又は県が市町村に代わって（代行）事業を実施
- ・ 対象：事業の重要性、緊急性、規模、難易度、市町村の財政力等から市町村の実施が困難な業務



・ 具体例等

○ 災害復旧事業受託及び代行

○ 過疎代行

・ 対応例

○ 農地・農業用施設の災害復旧事業代行

- ・ 芦北町や球磨村等 7 市町村の計 9 地区の災害復旧事業の実施

○ 公共土木施設の災害復旧事業受託及び代行

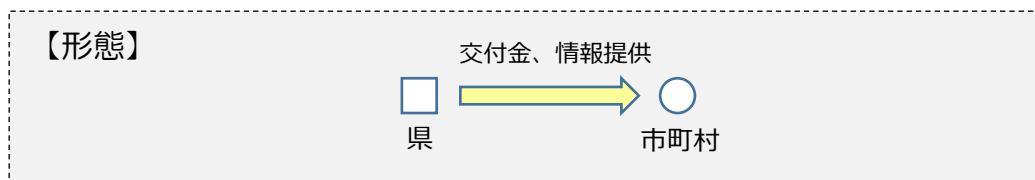
- ・ 球磨村道 4 路線の災害復旧事業の実施
- ・ 山江村道 1 橋の災害復旧事業の実施

○ 県営林道事業の過疎代行

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 14 条第 1 項、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 11 条第 1 項に基づいて基幹道路の指定を受けた林道の開設、拡張事業の実施

○ 財政的支援等

- ・ 概要：行政のデジタル化、広域連携等の先導的な取組みを進める市町村に対する交付金等の支援
- ・ 対象：行政体制の維持・強化に資する取組み



・ 具体例等

- 財政支援
- 情報提供

・ 対応例

- 市町村行政体制維持・強化支援交付金
（「地域の未来予測」の作成、それを踏まえた行政のデジタル化や広域連携等を推進するための財政支援）
- 消防指令共同運用整備支援事業
（消防指令共同化を推進するための財政支援）
- 定住自立圏構想・連携中枢都市圏構想
（国の財政措置等に関する情報提供）

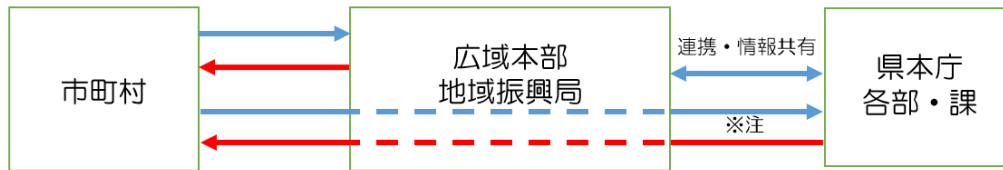
（巻末：参考資料③）

第5 取組みの推進体制

- 市町村から、広域本部・地域振興局（又は県本庁）に対して相談や状況説明があった場合、相談等を受けた広域本部・地域振興局（又は県本庁）は、関係部局と連携・情報共有を行います。その後、市町村の課題解決に向けて適切な対応策を検討し、必要な支援につなげます。
- その他、国の各種支援策等についても、積極的に市町村に情報提供して参ります。

（巻末：参考資料④）

(県の支援体制イメージ)



※注 県本庁で直接所管している業務について、広域本部・地域振興局に相談があった場合、必要に応じて意見等を添えて県本庁の所管部・課につなぐ

第6 取組方針の見直し

この取組方針は、支援策等の効果・検証を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行って参ります。

本方針は、令和4年（2022年）3月31日から施行します。

(参考資料)

① 第32次地方制度調査会答申概要(第1、第3関係)

1. 基本的な認識

- 2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

- 地方行政のデジタル化(→2) → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進
- 公共私連携(→3) / 地方公共団体の広域連携(→4)
 - 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現
- 地方議会(→5)
 - 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応
 - 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化

✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を改革、Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に、地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを受用するために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

⑤ データ利用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

3. 公共私連携

① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備
(例：多様な任用形態・業態許可の活用等)

② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度(自治会による不動産保有のための法人制度)を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援
(例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人)

4. 地方公共団体の広域連携

広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

都道府県の区域を越えた連携

✓ 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要に

① 市町村連携の課題への対応

- 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化
 - ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
 - ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討
 - ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲が重要

※法制化には、関係者と十分な意見調整が必要

② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化

- 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要
- 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

③ 多様な連携による生活機能の確保

- 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置)

都道府県の区域を越えた広域課題への対応

- 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要
- 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要

5. 地方議会

✓ 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【参事会出席率割合】
都道府県26.9%、指定都市2.4%、市2.7%、町村23.3%

① 請負禁止の緩和

- 禁止される請負の範囲の明確化等(個人の請負の一部緩和も検討)

② 立候補環境の整備

- 立候補に伴う不利益取扱いを禁止

(出典) 第32次地方制度調査会第5回総会とりまとめ

② 地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書（概要）（第1、第3関係）

1 「地域の未来予測」の基本的な考え方

人口構造の変化や施設・インフラの老朽化が進む中で、地域社会においては、今後、多様な変化や課題が顕在化する。各市町村においては、これらの変化や課題に適切に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要がある。

そのためには、各市町村において、将来、具体的にどのような資源制約が見込まれるのか、**その行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを、客観的なデータを基にして「地域の未来予測」として整理し、首長や議会、住民等の地域社会を支える主体がともに資源制約の下で何が可能なか、どのような未来を実現したいのかの議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要となる。**

2 「地域の未来予測」の対象となる分野・指標

(1) 分野について

上記の考え方を踏まえ、将来推計の対象となる分野の例としては、**人口構造の変化や施設・インフラの老朽化のほか、これらの影響を大きく受けるものとして「子育て・教育」「医療・介護」「公共交通」「衛生」「消防・防災」「空間管理」を提示した。**

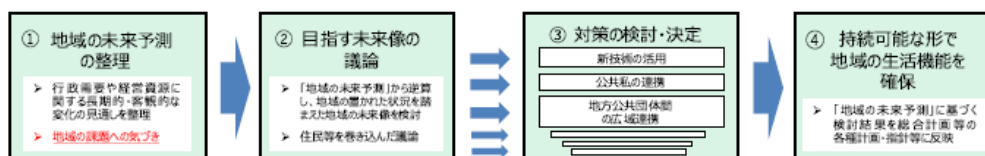
(2) 指標について

各分野における将来推計の指標の例としては、**市町村が掲げる目標とは異なるものとして、施策の効果を極力取り除いた、可能な限り客観的に推計できるものを採用した。**

3 「地域の未来予測」の活用方法

各市町村は、「地域の未来予測」を作成した上で、どのような未来を実現したいのか、「**目指す未来像**」について、**ワークショップの開催や地域の多様な主体が参画している協議会等のプラットフォームの活用等により住民等とともに議論すること、議論の結果を様々な政策や計画に反映させていくことが期待される。**「目指す未来像」の議論において、多様なステークホルダーと課題やビジョンを共有するには、GISソフト等を活用した「見える化」や、提示方法の検討も重要になる。

「地域の未来予測」を、広域連携を視野に入れている地域等において複数市町村の共同で作成することや、住民により身近な問題についても分析や議論を行うため、市町村より小さい単位で作成することも有用である。



(参考) 分野及び指標の例等

○ 「地域の未来予測」に用いる指標の例は、人口構造の変化や施設の更新時期の到来等の影響を受ける行政需要について、既に国における推計や地方公共団体における推計等が存在するものを踏まえ整理した。

分野の例	指標の例・参考事例（抜粋）
人口	総人口／85歳以上人口／75歳以上人口／65歳以上人口／生産年齢人口／年少人口／高齢化率／町丁・字別人口／メッシュ別人口 【参考事例】 世帯数／メッシュ別人口／町丁目・字別人口
施設・インフラ	耐用年数を超える施設数／割合／公共施設・インフラ資産の更新時期及び面積／各種施設等の位置情報／メッシュ推計 【参考事例】 生活サービス施設800m圏等の人口カバー率／公共施設の更新費用／生活サービス施設の徒歩圏内人口密度・500m商圏人口
子育て・教育	0～5歳児数／3～5歳児数／小学生数／中学生数 【参考事例】 保育所需要／幼稚園需要
医療・介護	医療需要／介護需要／介護サービスの見込み量 【参考事例】 医療需要／介護需要／要介護等認定者数／認知症有病者数
公共交通	目的別輸送需要／年齢別各交通手段の利用者数 【参考事例】 バス停留域人口／公共交通路線網と人口密度・人口増減率・高齢化率
衛生	有収水量（生活用水）／ごみ発生量（家庭系ごみ） 【参考事例】 有収水量／ごみ発生量
消防・防災	避難行動要支援者数／救急搬送人員 【参考事例】 救急搬送人員
空間管理	【参考事例】 空き家数／農地面積／森林面積

※ 参考事例：個々の地方公共団体等において推計が試みられているが、推計方法が一般的に受け入れられている段階にないもの

（出典）地域の未来予測に関する検討ワーキンググループ報告書

③ 他県における市町村支援の事例（第4関係）

- ・奈良県の事例（連携・協働：市町村間の広域連携支援、県による市町村事務代行、県による市町村業務関与）

種別	内容	イメージ	主な取組例
1 市町村間の広域連携を県が促進・支援	(1) 県は、市町村間の広域連携を促進するため、助言、調整、人的・財政的支援等を行う。	<p>・人的、財政的支援 ・情報提供 ・市町村間の連携支援</p>	① 消防の広域化 ②-1 市町村税の徴収強化 (ネットワーク型) ③ 移動ニーズに応じた交通サービスの実現 ④ ごみ処理広域化
	(2) 県も市町村と同様の業務を行っている場合は、県が実施主体として参画し、協働で事業を実施	<p>(市町村間連携・協働)</p>	⑤ 南和地域の広域医療提供体制の再構築 ⑥ 県域水道ファシリティアマネジメント (広域連携)
2 県が市町村の事務を代行	市町村が単独で事務を行うのが困難な場合、県が市町村の事務を代わって行う。	<p>委託 事務を代行</p>	⑦ 道路インフラの長寿化に向けた支援 ②-2 市町村税の徴収強化(職員派遣)
3 県が市町村の業務に積極的に関与	市町村の取組を一層効果的なものにするため、県が、必要な助言や人的・財政的支援等を積極的に行う。県の施策とも連携して実施。	<p>・人的、財政的支援 ・情報提供 ・市町村間の連携支援</p>	⑥ 県域水道ファシリティアマネジメント (簡易水道の技術支援) ⑧ 県と市町村との連携・協働によるまちづくり ⑨ 地域包括ケアシステムの構築

・鳥取県の事例（連携・協働：連携協約による支援・協働）

連携自治体

・鳥取県 ・日南町・日野町・江府町

背景

- ・平成22年7月、日野地区連携・共同協議会を立ち上げ。以後、消費者行政、障害者雇用等の分野で事務の連携・共同処理を実施。
- ・協議会の運営に機動性・柔軟性を欠く面があったため、平成27年6月30日に協議会を廃止し、同年7月1日、**県と日野郡3町で地方自治法に基づく連携協約を締結。**

事業内容

★発達相談支援(母子保健)

連携協約

- ・個別相談業務、集団教室、保護者交流会、発達支援関係者等を共同開催。市町村業務についても県が事業運営の調整を行うなど、3町と共同して事業を実施。県は、合同相談会への医師・保健師の派遣等に積極的に関わるなど、専門性確保の観点からの支援も実施。

★道路の除雪・維持管理

連携協約

- ・県が直営で実施していた3町内の県道の道路維持管理・除雪の一部を町に業務委託。これにより、除雪等の対応を県道・町道の分け隔てなく、速やかで効率的に対応可能とした。

★消費者相談・消費者啓発

連携協約

- ・県、市町村が同一のNPO法人へ消費者相談業務の一部を委託。全県的にいわば共同実施のような形で業務を実施。日野郡3町間では各役場で年24回の専門相談が行われているが、3町間で開催日を調整することで、自庁舎で相談業務が行えない場合も、3町間で電話転送や相談員が待機している他町の窓口を案内するなど連携して住民への対応を実施。

★鳥獣被害対策

連携協約

- ・圏域全体で被害対策を行う実施体を組織し、人材の確保育成を実施。さらに、農産物の被害対策を超えた地域の活性化や生活環境を含めた山間集落の総合的な支援対策へと取組みの拡充を進めている。



(出典) 広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会報告書（広域連携が困難な市町村における補完のあり方に関する研究会）

④ 国の各種支援策（第5関係）

都道府県過疎地域等政策支援員について

○ 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

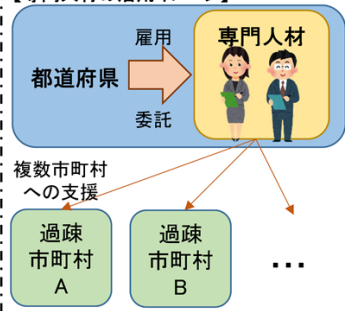
対象団体 都道府県

対象経費 都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）

- 要件**
- ① 過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援が対象
 - ② 市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること
 - ③ 都道府県の過疎計画に記載があること等

財政措置 ・対象経費の上限額 年間560万円／人 ・措置率0.5
・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

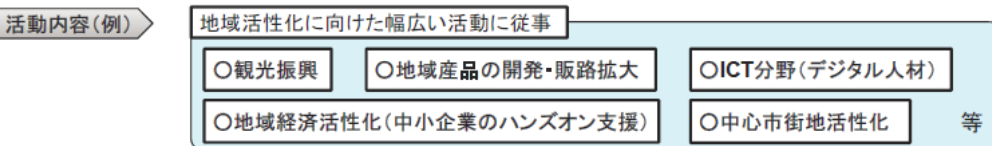
- ◎産業振興(農林水産業)
 - …販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保 等
- ◎産業振興(商工業、その他)
 - …サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等
- ◎産業振興(観光)
 - …観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策 等
- ◎地域における情報化
 - …情報通信技術の利活用 等
- ◎地域公共交通の確保
 - …地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等
- ◎生活環境の整備
 - …水道事業経営 等
- ◎高齢者等の保健・福祉
 - …地域包括ケアシステム、子育て支援 等
- ◎医療の確保
 - …医療政策支援 等
- ◎教育の振興
 - …ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等
- ◎集落の整備
 - …集落対策、空家対策 等
- ◎地域文化の振興
 - …文化財保護 等
- ◎再生可能エネルギーの利用推進
 - …再生可能エネルギーの導入支援 等

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組を特別交付税措置により支援。

対象者 三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）
※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体 ① 三大都市圏外の市町村
② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村 } 1,429市町村



特別交付税措置

- 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人
- 起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)／人
- 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)／団体
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期間 6ヵ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズ
⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

(協定締結)

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど
⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(出典) 総務省 HP